

■正誤表

平野裕之著『コア・テキスト民法 [エッセンシャル版]』におきまして、下記の誤りがございました。

お詫びのうえ、訂正させていただきます。

刷数	頁	場所	誤	正
1	22	1-4-3 5行目	重過失であっても	重過失でなければ
3	49	1-9-24 7行目	委任契約というと	委任契約でいうと
1	52	[1]見出し	表権代理…	表見代理…
3	61	1-11-16 9行目	善意無過	善意無過失
1	82	1-16-14 4行目	判決確認により	判決確定により
1	105	2-2-4 見出し	排他的権	排他的権利
2	143	下から3行目	Aの地上権	Bの地上権
4	160	2-13-7 5行目	その所在が不明の土地	その所在が不明の建物
2	194	2-17-10 4行目	所得時効	取得時効
2	217	3-5-6 3行目	転貸人に対する	転借人に対する
2	217	3-5-6 7行目	貸借人の通常の…	転借人の通常の…
2	234	3-9-12 4行目	乙地のCの	乙地のBの
2	240	3-11-6 5行目	AB間では	BC間では
2	275	最終行	295条2項	295条1項
3	296	4-3-2 下から4行目	468条2項	486条2項
2	298	4-3-12 1-2, 5行目	債務	債権
2	306	4-4-19 解説を差替え	相殺をする者の債務（受働債権）が複数ある場合には、以下のようになる。①まず、489条の適用により、費用、利息、元本の順に充当される。②次に、512条2項1号により、488条4項2号から4号が準用され、債務者（相殺をする者）に利益の多い順、利益が同じ場合には、弁済期の到来が早いもの順、以上により決められない場合には債権額に応じて充当がされる。	
3	306	4-4-20 4行目	自働債権についても指定権があり	指定権はなく、488条4項2号から4号の基準により充当され
3	312	4-6-6 3行目	最判昭28・12・14	最判昭28・12・24
2	326	4-8-19 5行目	また、たとえ	また、②たとえ
1	341	4-10-15 7行目	…不完全履行論とし、	…不完全履行とし、
2	348	4-12-9 2行目	予見可能性については、…が変更され、	特別事情の予見可能性の基準時については、

2	348	4-12-9 6-7 行目	引き渡さなければならぬのであり、…だからである。	引き渡さなければならなかつたこととのバランス上、債務者に特別損害の賠償を認めて過酷ではない。
2	352	4-13-2 15-16 行目	B が 100 万円を…。BC 間は…	D が 100 万円を…。CD 間は…
2	368	4-16-26 3 行目	債権者が	主債務者が
3	370	4-16-33 8 行目	(抵当権類似型)	(根抵当権類似型)
2	377	4-17-2 最終行	…ことから。	…ことから、
3	378	4-17-13 2 行目	96 条 6 項	96 条 3 項
3	391	4-20-2 7 行目	証明	消滅
2	419	5-7-19 最終行	C への	A へも
1	427	5-8-9 6 行目	公布	交付
3	433	5-8-26 8 行目	14 項	4 項
3	439	5-8-46 9 行目	買主危険負担主義	売主負担主義が結果として実現される
3	444	5 行目	(☞5-7-38)	削除
5	478	最終行	委任者は、受任者に…	受任者は、委任者に…
3	488	5-14-15 5 行目	瑕疵や	削除
3	493	5-16-1 7-8 行目	対価すなわち代金の支払を受けない	契約の当事者の一方の給付に対して、相手方が対価的な意義を有する出捐をしない
1	559	6-8-16 最終行	優先されるべきことが認められるようになっている。	優先されるようになることが考えられる。
1	568	6-11-9 10 行目	不法占有では、…レンタル料	占有侵害では、…賃料、利用による収益の逸失利益
3	570	6-11-15 7 行目	被害の身内が	被害者の身内が
3	594	6-20-1 3 行目	「占有者が…」	ただし、②「占有者が…」
4	604	2-7 行目 解説を差替え	親族間の義務には、扶助義務や扶養義務もあり、便宜上ここで説明しておく。直系血族及び兄弟姉妹の相互の扶養義務（877 条 1 項）、また、特別事情により家庭裁判所が三等親内の親族間に負わせる扶養義務は、生活扶助義務（扶養者に余裕がある限度で要扶養者を扶助すべき義務）と考えられている。夫婦間の扶助義務（752 条）——夫婦の婚姻費用分担義務（760 条）との関係は問題になる——また親の未成熟子に対する扶助義務（直接に規定した条文なし）は、生活保持義務（相手方に自己と同じ水準の生活を確保すべき義務）と考えられている。これらに対し、730 条の掛け合いの義務は、道義的義務にとどまるものである。	
1	649	7-6-2 1 行目	期間	機関
3	660	8-2-4 9 行目	祖父母	曾祖父母
3	666	8-3-13 4 行目	承認せず、	②承認せず、

2	701	8-8-8 3行目	必要量	必要費
---	-----	-----------	-----	-----